

令和8年度 船用機関整備士資格検定実施計画

(日本財団助成事業)

「船用機関整備士」1・2・3級資格の令和8年度資格検定及び資格有効期間更新を次の要領で実施します。なお、3S級資格については、資格有効期間更新のみ実施します。

1. 1級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

本実施計画に添付して「令和8年度1級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付します。

(2) 新規講習会

令和8年5月より6月にかけて、全国6会場、各3日間で実施する予定。ただし、受講申込が5名未満の場合は開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科・実技・面接）

- ・学科試験：令和8年6月26日（金）に全国6会場で実施する予定。
- ・実技及び面接（口頭試問）試験：学科試験合格者に対し令和8年8月下旬に、全国3会場（相模原市、長浜市、福岡市）で実施する予定。

(4) 合格判定

- ・学科試験：合格基準点に達すること。
- ・実技及び面接試験：総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

令和8年9月末に、会員様宛に連絡致します。

2. 2・3級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

令和8年8月上旬に「令和8年度2・3級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付する予定。

(2) 新規講習会

令和8年9月より10月にかけて、全国で2級：9会場、3級：10会場、で実施する予定。（各2日間）

開催会場は受講希望調査に基づき最終決定しますが、申込者が少数（5名未満）の場合は講習会の開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科試験、実技試験）

令和8年11月20日（金）に、全国9会場で実施する予定。（1日間）
2級、3級を同一会場で実施します。

(4) 合格判定

総合評価点、学科試験及び実技試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

令和8年12月末に、会員様宛に連絡致します。

3. 1級船用機関整備士資格有効期間更新

- (1) 資格有効期間更新実施要領の案内
本実施計画と同封して「令和8年度1級船用機関整備士資格有効期間更新要領」を更新該当者所属会員に送付します。
- (2) 更新講習会
令和8年5月より6月にかけて、全国9会場で実施する予定。
- (3) 資格有効期間更新
更新講習会（含む意見交換会）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。
所定の基準に達しなかった者は、レポートを提出後資格有効期間更新を行う。

4. 2・3・3S級船用機関整備士資格更新

- (1) 資格有効期間更新実施要領の案内
令和8年8月上旬に「令和8年度2・3・3S級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を全会員に送付する予定。
- (2) 更新講習会
令和8年9月より11月にかけて、全国20会場で実施する予定。
- (3) 資格有効期間更新
更新講習会（含む実技技量確認）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。
- (4) 特例措置
下記に該当する方については更新講習会の受講を免除し、交付申請書により更新手続きを行う。
 - ・ 2級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において1級船用機関整備の新規講習会を受講した方。
 - ・ 3級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
 - ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
 - ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、1・2・3級船用機関整備士資格を保持している方。

5. 船用機関整備士資格の復活

長期海外駐在、長期療養等で更新講習会を受講出来ず資格を失効したことを所属会社が証明（長期療養の場合は診断書 {コピーで可}）した方は、該当級の更新講習会を受講し通常の更新基準を満たした場合、原級（資格失効時の級）での船用機関整備士として資格復活を認めることも出来ますので、事務局までご相談下さい。

令和8年度 1級船用機関整備士資格検定実施要領

令和8年度1級船用機関整備士新規講習会及び検定試験を、次の要領で実施します。

1. 令和8年度1級船用機関整備士資格検定実施要領

1-1 1級船用機関整備士の資格を得るためには、次の要件を満足することが必要です。

- 1) 協会の会員会社に所属する従業員であること。
- 2) 協会が実施する、1級船用機関整備士新規講習会を令和8年度、または令和7年度に受講していること。
- 3) 当協会が実施する、1級船用機関整備士検定試験（学科試験及び実技・面接試験）に合格すること。
- 4) 資格発行までの諸費用

次の費用を各々の申込時にその都度振込下さい。

① 講習会受講申込時（内訳は下記） 46,000円(税込)

*講習会受講料 36,000円(税込)
(指導書・問題集費用を含む)

*学科試験受験料 10,000円(税込)

② 実技・面接試験受験料（学科試験合格後振込） 10,000円(税込)

③ 資格証明書交付手数料（実技・面接試験合格後振込） 4,500円(税込)

1-2 1級船用機関整備士資格取得には、資格者として必要最小限の知識等を身に付けていただくため、当協会が開催する講習会（3日間）を受講していただきます。

- 1) 受講申込に当っては次の項目を満足することが必要です。
 - ① 協会が定める船用機関整備等の実務経験年数（9～10頁）を新規講習会受講時において満足していること。
 - ② 上記に係らず船用機関の整備、組立、運転及びサービスに従事している実務経験年数を考慮した「実務経験年数特例措置」（11頁）を満たしている方。
- 2) 講習会は以下の要領で実施します。
 - ① 講習時間 : 3日間 9:20～17:00
 - ② 講習内容 : 1級新規講習会カリキュラム（12頁）参照。
 - ③ 講習会当日の持参品
 - * 1級船用機関整備士指導書（受講申込者にあらかじめ発送）
 - * 筆記用具（鉛筆・定規など）
 - * 立方根が求められる電卓なお、講習会にて使用する指導書（テキスト）は、受講申込書受領後会員会社宛に送付しますので受講時までを目を通しておいて下さい。また、問題集は、当日受講会場にて配付します。

- 3) 講習会は(5頁)に示しました日程で全国6ヵ所にて各地方船用工業会のご協力を得て開催します。但し、申込人数が5人未満/1会場の場合には、開催を取止める場合もありますのでご了承願います。
従って、取りやめの場合には、受講会場等の変更をご検討願いますその手続きをしていただきます。

1-3 1級船用機関整備士検定試験受験

- 1) 学科試験と実技・面接試験を以下の要領で実施します。

① 学科試験 : 半日

令和8年度、または令和7年度の講習会を受講された方に実施。

指導書より出題された50問を3時間で受験。

合格するには基準点に達することが必要です。

② 実技試験及び面接試験 : 1日

令和8年度に上記学科試験に合格された方、または令和7年度に1級船用機関整備士検定学科試験に合格され実技・面接試験を欠席または不合格の方に実施。

実技試験は4課題で2時間(各課題:移動時間を含めて30分)。

面接試験は口頭試問形式で、6問で約20分。

合格するには、総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達することが必要です。

- 2) 検定試験は各地方船用工業会のご協力を得て学科試験を全国6ヵ所、実技・面接試験を全国3ヶ所で行います。

2. 1級船用機関整備士新規講習会等の申込手続及び講習会日程

2-1 1級船用機関整備士新規講習会の受講・受験申込

受講を希望される方は次の手順で申し込み下さい。

- 1) 受講申込個人別に「船用機関整備士新規講習会受講及び学科試験の受験申込書」(13頁の第14号様式の2、一人/一枚)に必要事項を記入する。
2) 上記申込書を取りまとめ、会員会社単位で「船用機関整備士新規講習会受講及び学科試験の受験申込総括書」(14頁の第15号様式の2)に必要事項を記入する。
3) 講習会受講料(36,000円(税込))及び学科試験受験料(10,000円(税込))の合計46,000円(税込)を当協会指定の口座に振り込み後、振込用紙の半券(領収書)のコピーを受講申込総括書の裏面に貼り付ける。
なおキャンセルの場合、送付済みの指導書(テキスト)費用を差し引いた額を返却します。
4) 申込締切日 5月7日(木)(締切後の申し込みは協会技術部までご相談下さい)
5) 申込送付先

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4番地9 トウルム神田8階

一般社団法人 日本船用機関整備協会 技術部宛

TEL 03-3256-0141 (代表) 03-3256-0550 (技術部)

FAX 03-3256-0140

令和8年度船用機関整備士資格検定事業スケジュール

【令和8年度1級新規講習会日程】

地区	運営実施機関	級	開催日	会 場
北海道	北海道船用工業会	1	5月20日(水) 21日(木) 22日(金)	〒047-0007 小樽港湾センター 3階大会議室 小樽市港町4-4 TEL: 0134-22-7514
関東	関東船用工業会	1	5月27日(水) 28日(木) 29日(金)	〒231-0002 波止場会館(横浜市港湾労働会館) 横浜市中区海岸通1-1 TEL: 045-201-3842
近畿	近畿船用工業会	1	5月27日(水) 28日(木) 29日(金)	〒540-0031 大阪府立労働センター エル・おおさか 大阪府中央区北浜東3-14 TEL: 06-6942-0001
中国	(一社)中国 船用工業会	1	5月20日(水) 21日(木) 22日(金)	〒730-0015 RCC文化センター 広島市中区橋本町5-11 TEL: 082-222-2277
九州	九州船用工業会	1	5月27日(水) 28日(木) 29日(金)	〒812-0011 福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL: 092-441-1116
沖縄	沖縄船用工業会	1	6月 3日(水) 4日(木) 5日(金)	〒900-0016 沖縄船員会館 那覇市前島3-25-50 TEL: 098-868-2775

- * 講習時間は3日間とも 9:20~17:00 (全会場とも9:20開始)
- * 各会場とも受講者が5名未満の場合は講習会ならびに学科試験の開催を中止する場合がありますのでご了承願います。

3. 1級船用機関整備士検定試験

3-1 1級船用機関整備士検定学科試験の受験申込

1級船用機関整備士検定試験の受験申込は、1級船用機関整備士新規講習会の受講申込と同時に行ってください。申込後、希望受験場所が変更になった場合は速やかに申し出下さい。

尚、令和7年度に受講（受験）し令和8年度に受験の資格をお持ちの方には当協会より会員会社宛に受験申込用紙を同封しますので、受験手続きを行ってください。

3-2 1級船用機関整備士検定実技・面接試験の受験申込

令和8年度に1級船用機関整備士検定学科試験に合格された方及び、令和7年度に1級船用機関整備士検定学科試験に合格され実技・面接試験を欠席または不合格の方には、当協会より会員会社宛に令和8年度1級資格検定（実技・面接）の案内を送りますので、案内に添付の受験申込用紙（第10号様式の2）に必要事項を記入し、受験料10,000円(税込)を振り込み、受験手続きを行ってください。

3-3 1級船用機関整備士検定試験日程

- 1) 1級船用機関整備士検定試験は ①学科試験 及び ②実技試験・面接試験の2回実施します。
- 2) ①学科試験合格者に対し ②実技・面接試験を実施します。
- 3) 各検定試験は（7～8頁）に示した日程で実施します。

【令和8年度1級（学科）検定試験日程】

地区	運営実施機関	級	開催日	会 場
北海道	北海道船用工業会	1	6月26日（金）	〒047-0007 小樽港湾センター 3階大会議室 小樽市港町4-4 TEL：0134-22-7514
関東	関東船用工業会	1	6月26日（金）	〒231-0002 波止場会館（横浜市港湾労働会館） 横浜市中区海岸通1-1 TEL：045-201-3842
近畿	近畿船用工業会	1	6月26日（金）	〒540-0031 大阪府立労働センター エル・おおさか 大阪府中央区北浜東3-14 TEL：06-6942-0001
中国	（一社）中国 船用工業会	1	6月26日（金）	〒730-0015 RCC文化センター 広島市中区橋本町5-11 TEL：082-222-2277
九州	九州船用工業会	1	6月26日（金）	〒812-0011 福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL：092-441-1116
沖縄	沖縄船用工業会	1	6月26日（金）	〒900-0016 沖縄船員会館 那覇市前島3-25-50 TEL：098-868-2775

* 時間は各会場とも 13:00～16:00（集合時間12:50）

【令和8年度1級（実技・面接）検定試験日程】

会 場	開 催 期 日	場 所
ヤンマーグローバル CS 株式会社 グローバル研修センター	8月20日（木） （8月21日（金））	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町856 TEL：070-2903-8560
三菱重工相模原 技能訓練センター	8月20日（木） （8月21日（金））	〒252-0244 神奈川県相模原市中央区田名2862 TEL：070-4416-9268
ヤンマー船用システム （株）九州営業部	8月27日（木） （8月28日（金））	〒812-0857 福岡県福岡市博多区西月隈1-5-8 TEL：092-441-0929

* 各会場、カッコ内の8月21日、8月28日は予備日。

4. 整備士指導書などの配付

新規講習会受講申込の方には申込受付後、受講前に整備士指導書を送付します。

問題集は講習会当日に配付します。

その他、図書などの購入希望者は整備協会報をご覧の上、協会報にある申込用FAX用紙にて当会へ直接申し込んで下さい。

5. 合格者発表等

令和8年9月末に会員様宛に合否結果を連絡します。

合格者は資格証明書交付申請書を提出して頂き、令和8年12月末までに資格証明書及び整備士証を発送します。

なお、資格証明書の交付日は令和8年12月30日とし、有効期間は交付日より4年間とします。

実務経験年数について（「船用機関整備士資格検定規程」より）

1. 受験資格

検定試験を受けようとする者は、新規講習会を受講し、且つ当該新規講習会受講時において次条に定める船用機関に関する実務経験年数を満足しなければならない。

2. 実務経験年数

前条の実務経験年数は、次表の学歴の区分に応じ、それぞれ整備士の等級欄に定める年数以上の年数とする。

学歴	等級	3 級	2 級	1 級
中学卒		4 年	3 級資格取得後 3 年	2 級資格取得後 2 年
大学・短大・高校 (普通科) 卒		3 年	3 級資格取得後 3 年	2 級資格取得後 2 年
高校(専門科) 卒		2 年	3 級資格取得後 2 年	2 級資格取得後 2 年
大学・短大・高専 (専門科) 卒		—	3 級資格取得後 1 年	2 級資格取得後 2 年

備考 (1) 大学、短大、高専、高校及び中学とは、それぞれ学校教育法にいう大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中学校をいう。

(2) 普通科とは、専門科以外の学科をいい、専門科とは、機械科、機関科、機関整備科その他これに準ずる学科をいう。

3. 前項の表の学歴及び実務経験年数の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 2 級及び 3 級資格取得後の実務経験年数は、資格取得日（交付日）から起算し、それぞれの年数後の応当日をもって当該年数が経過したものとする。

(2) 独立行政法人海技教育機構については、海上技術学校（修業期間 3 年）卒を高校（専門科）卒と、海上技術短期大学校（修業期間 2 年）卒を高専（専門科）卒と見なす。

(3) 学校教育法による専修学校については、当該専修学校で定めた課程の内容が前項備考（1）の専門科の内容と同程度であると検定委員会が認めた場合に限り、高等課程（修業年限 3 年・中学卒対象）修了を高校（専門科）卒と、専門課程（修業年限 2 年・高校卒対象）修了を高専（専門科）卒とみなす。

- (4) 学校教育法による各種学校については、当該各種学校で定めた課程の内容が前項備考(1)の専門科の内容と同程度であると検定委員会が認めた場合に限り、当該課程(修業年限3年)修了を高校(専門科)卒とみなす。
- (5) 職業能力開発促進法による職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校については、次のとおり取り扱う。
- ① 職業能力開発校については、普通課程(機械整備に関する訓練科に限る。)に関して訓練期間2年(中学卒対象)又は訓練期間1年(高校卒対象)修了を高校(専門科)卒とみなす。
 - ② 職業能力開発短期大学校については、専門課程(機械システムに関する訓練科に限る。)に関して、訓練期間2年(高校卒対象)修了を高専(専門科)卒とみなす。
- (6) 独立行政法人水産大学校(海洋機械工学科)卒は、大学(専門科)卒とみなす。
- (7) 6級海技士(機関)及び5級海技士(機関)の有資格者は、高校(専門科)卒の学歴を有するものとみなす。また、6級海技士(機関)及び5級海技士(機関)の有資格者で、かつ同資格の乗船履歴(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に規定する乗船履歴をいう。以下次号において同じ。)を2年以上有する者は、船用機関に関する実務経験年数を2年以上有するものとみなす。
- (8) 4級海技士(機関)の有資格者は、高校(専門科)卒の学歴を有するものとみなす。また、4級海技士(機関)の有資格者で、かつ同資格の乗船履歴を2年以上有する者は、大学・短大・高専(専門科)卒の学歴を有するものとみなす。
4. 3級海技士(機関)以上の免許受有者の取扱い、整備士資格取得者であって資格の取消し又は失効により当該資格を現に受有していない者が再度資格を取得する場合の取扱いなど前項の規定によりがたい場合は、会長が別に定める。

船用機関整備士資格検定試験受験資格

実務経験年数特例措置

船舶検査（JG検査）における船用内燃機関のサービス・ステーション制度は平成12年10月から施行された。これに対応して事業場要員の資質能力向上を図るために実施されている「船用機関整備士資格検定規程」に定められている検定試験受験資格について、実務経験豊富で有能な要員の有効活用をはかる目的で下記実務経験年数特例措置を講ずることとする。

記

「船用機関整備士資格検定規程」第23条（受験資格）及び第24条（実務経験年数）の規程に係わらず、船用機関の整備、組立、運転及びサービス等に従事している実務経験年数が、新規講習会受講時に於いて次表の実務経験年数を満足する場合には、資格を取得した翌年度に当該上位の資格検定試験を受験することを認めることとする。

上位の資格	2級	1級
実務経験年数	10年	12年

- 注記
1. 実務経験年数とは会社に勤務していた年数ではなく、実際に船用機関の整備、組立、運転及びサービス業務等に従事していた年数である。
 2. 実務経験年数の確認は、会社の代表者が申請者の実務年数を証明した上で申請されたものを、協会が行う。

令和8年度1級船用機関整備士資格検定新規講習会カリキュラム

一般社団法人 日本船用機関整備協会

	午 前	午 後
第1日目	第1章（整備とその基本） 第2章（整備工事） 第3章（ディーゼル機関各部及び付属装置の整備） および実技講習（机上講習約1時間）	
第2日目	第4章（燃料・潤滑油・冷却水） 第5章（据付と運転） 第6章（運転状態の診断とトラブルシューティング） および問題演習	
第3日目	第7章（軸系装置および プロペラ） および問題演習	第8章（船舶安全法） 第9章（排ガス規制） および問題演習

注記：時間は3日間とも次の通り

午前 9：20～12：00（全会場とも9：20開始）

午後 13：00～17：00

船用機関整備士新規講習会の受講及び 学科試験の受験申込書 (1 級 用)

年 月 日

一般社団法人 日本船用機関整備協会
会 長 冠 康 秀 殿

住 所

所属会社名

申請者氏名

(印)

(受講者)

貴協会が実施する(1級)船用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験を申込ます。

資格証明書番号		生 年 月 日	昭・平 年 月 日
フリガナ		希望受講場所	
氏 名		希望受験場所	(受講場所と異なる場合は記入の事)
最終学歴	課程	卒業年次	年 月
実 務 経 験			
事業所名 (所在地)	職務内容	在 職 期 間	
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
船用機関整備実務経験年数			年 月

舶用機関整備士新規講習会の受講及び 学科試験の受験申込総括書 (1 級 用)

年 月 日

一般社団法人 日本舶用機関整備協会
会 長 冠 康 秀 殿

会員コード

住 所

会員会社名

⑩

貴協会が実施する（1級）舶用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験申込総括書を、受講料及び受験料を添えて提出します。

注 受講場所と受験場所が異なる場合は必ず記入の事

申 込 者 氏 名	フリガナ	資格証明書番号	希 望 受 講 場 所	希 望 受 験 場 所
申込者数	人	1 級 受講料 36,000 円 (税込) 学科受験料 10,000 円 (税込) 合計 @46,000 円 (税込) × 人数		円

※ 上記受講・受験料合計金額を次のいずれかの口座に振り込み、振込金受領書又は振込控えのコピーを総括書の裏面に貼付して下さい。

(1) 振込銀行 三菱 UFJ 銀行 本店 (店番 001)

口座番号 普通預金 7652261

受取人 一般社団法人 日本舶用機関整備協会

(2) ゆうちょ銀行

口座番号 00170-7-398862

加入者名 一般社団法人 日本舶用機関整備協会
他金融機関からの振込用口座番号

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)当座 0398862

令和8年度 1級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領

令和8年度1級船用機関整備士資格有効期間更新講習会を以下の要領で実施します。

1. 令和8年度1級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領

資格の有効期間（4年間）が満了する対象者に資格更新講習会を実施し、船用機関整備士としての知識及び技量を維持していることの確認を行った上で当該資格証明書の有効期間を更新（4年間）する。

2. 1級船用機関整備士資格有効期間更新講習会受講対象者

- ・資格証明書番号末尾が「8」の資格有効期間更新者
（延長申請者で末尾が「7」の資格者も対象になります）

3. 1級船用機関整備士資格有効期間更新講習会の開催

1級船用機関整備士資格有効期間の更新希望者は、1級船用機関整備士としての知識及び技量を維持していることの確認のため、当協会が開催する講習会（1日間）を受講していただきます。

3-1 1級船用機関整備士更新講習会受講申込

受講を希望される方は次の手順で申し込み下さい。

- 1) 受講申込個人別に「船用機関整備士更新講習会申込書」（19頁の第17号様式、一人／一枚）に必要事項を記入し受講者本人の写真を1枚添付する。
- 2) 上記申込書を取りまとめ、会員会社単位で「船用機関整備士更新講習会受講申込総括書」（20頁の第18号様式）に必要事項を記入する。
- 3) 講習会受講料9,000円(税込)を当協会指定の口座に振り込み後、振込用紙の半券（領収書）のコピーを受講申込総括書の裏面に貼り付ける。
- 4) 申込締切日
受講会場開催日の15日前
なお、締切後の申し込みは協会技術部までご相談下さい。
- 5) 申込送付先

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4番地9 トゥルム神田8階
一般社団法人 日本船用機関整備協会 技術部宛

TEL 03-3256-0141（代表） 03-3256-0550（技術部）

FAX 03-3256-0140

3-2 講習会は以下の要領で実施します。

- 1) 講習時間 : 1日間 9:20～16:00（全会場とも9:20開始）
- 2) 講習内容 : 1級更新講習会カリキュラム（18頁）参照。
（1）更新指導書により、技術動向、技術紹介及び船舶安全法等についての講習。
（2）グループ討議により、知識及び技量の確認。
- 3) 講習会当日の持参品
*筆記用具

3-3 講習会日程

講習会は、(17頁)に示しました日程で全国9会場にて、各地方船用工業会のご協力を得て開催します。ただし、受講申込みが5人未満会場は、開催を中止する場合があります。中止の場合には、受講・受験会場等の変更をご検討願ひ、その手続きをして頂くこととなりますので、ご了承願ひます。

4. 船用機関整備士資格の復活

長期海外駐在、長期療養等で更新講習会を受講出来ず資格を失効したことを所属会社が証明(長期療養の場合は診断書)した者について、該当級の更新講習会を受講し所定の更新基準を満たした場合、原級(資格失効時の級)での船用機関整備士として資格復活を認めることも出来ますので、事務局までご相談下さい。

5. 整備士資格証明書及び整備士証について

有効期間完了の令和8年9月29日までに、会員様宛発送します。
なお、新たな有効期間満了日は新たな整備士証でご確認下さい。

【令和8年度1級更新講習会日程】

地区	運営実施機関	級別	開催日	会 場
北海道	北海道船用工業会	1	5月29日(金)	〒085-0022 釧路港湾福利厚生会館 2階会議室 釧路市南浜町1-8 TEL:0154-23-9862
東北	東北船用工業会	1	6月4日(木)	〒983-0844 東北港運会館 仙台市宮城野区原町南目字町146 TEL:022-293-6766
関東	関東船用工業会	1	6月4日(木)	〒231-0002 波止場会館(横浜市港湾労働会館) 横浜市中区海岸通1-1 TEL:045-201-3842
近畿	近畿船用工業会	1	5月22日(金)	〒540-0031 大阪府立労働センター エル・おおさか 大阪府中央区北浜東3-14 TEL:06-6942-0001
中国	(一社)中国 船用工業会	1	5月28日(木)	〒730-0015 RCC文化センター 広島市中区橋本町5-11 TEL:082-222-2277
四国	四国船用工業会	1	5月29日(金)	〒760-0064 高松港湾労働者福祉センター 高松市朝日新町32-47 TEL:087-851-7108
九州	九州船用工業会	1	6月11日(木)	〒850-0842 長崎バスターミナルホテル2階 長崎市新地町1-14 TEL:095-821-4111
			6月5日(金)	〒812-0011 福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL:092-441-1116
沖縄	沖縄船用工業会	1	6月12日(金)	〒900-0016 沖縄船員会館 那覇市前島3-25-50 TEL:098-868-2775

* 講習時間 : 9:20~17:00 (全会場とも9:20開始)

令和8年度1級船用機関整備士更新講習会カリキュラム

一般社団法人 日本船用機関整備協会

1. 更新講習会

時 間	内 容
9 : 2 0 ～12 : 0 0	更新指導書により講習 第1章 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (大気汚染防止規則) 第2章 技術動向 第3章 技術紹介 第4章 船舶安全法 第5章 アスベストの除去作業
13 : 0 0 ～16 : 0 0	グループ討議 人数 : 1グループ5～6人程度 グループ数 : 2～5グループ程度 討議課題 : 別紙 討議内容 : 模造紙にまとめる (発表できるように)
16 : 1 0 ～17 : 0 0	グループ討議結果の発表 発表時間 : 1グループ10分間程度 方法 : 模造紙に討議内容を記載し、代表が発表 他のグループ員が補足、質疑応答と行う

* 全会場とも9 : 2 0開始

船用機関整備士更新講習会 受講申込書

年 月 日

一般社団法人 日本船用機関整備協会
会長 冠 康 秀 殿

所在地

所属会社名

申請者氏名
(受験者)

㊟

貴協会が実施する（1，2，3，3S）級船用機関整備士更新講習会を受講したいので、
受講料を添えて申し込めます。

フリガナ		生 年 月 日	昭・平 年 月 日
氏 名			
資格証明書番号		受講希望場所	

写 真

30mm×24mm

船用機関整備士更新講習会 受講申込総括書

年 月 日

一般社団法人 日本船用機関整備協会
会 長 冠 康 秀 殿

会員コード

所在地

会員会社名

⑩

貴協会が実施する（1，2，3，3S）級船用機関整備士更新講習会について、次のとおり申し込みを取りまとめたので、受講料を添えて提出します。

受講申込者氏名	フリガナ	資格証明書番号	生 年 月 日	希望受講場所
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	
受講申込者数	人	受講料合計 @9,000(税込)×人数		円

※ 上記受講料合計金額を次のいずれかの口座に振り込み、振込金受領書または振込控えのコピーを総括書の裏面に貼付して下さい。

(1) 振込銀行 三菱UFJ銀行本店（店番001）
口座番号 普通預金 7652261
受取人 一般社団法人 日本船用機関整備協会

(2) ゆうちょ銀行
口座番号 00170-7-398862
加入者名 一般社団法人 日本船用機関整備協会
他金融機関からの振込用口座番号
〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0398862

2026年度日本財団造船関係事業資金融資の概要

日本財団は、造船・船用工業事業者を対象として設備資金、運転資金を長期低利で融資する造船関係事業資金融資を毎年度実施しています。本年度も下記の要領により実施されることになりましたのでご案内します。

借り入れの申込みに際しては、造船関係団体が発行する「団体加入証明書」が必要です。当協会の会員で融資を希望される場合は、当協会がこの証明書を発行いたします。

申請手続き、申請書の記載方法等の融資の詳細に関してご不明な点は事務局までご連絡下さい。

	設 備 資 金	一 般 運 転 資 金
融 資 対 象 者	当協会会員で全売り上げに対する船舶部門の売り上げが10%以上の企業	当協会会員で全売り上げに対する船用部門の売上が10%以上の企業
融 資 金 の 使 途	工場建物等の新築・改築、 土地、機械設備の購入	支払手形、買掛金の決済資金及び 従業員の賞与資金等
受 付 期 間	年4回 第1回 2026年 5月 7日～20日 (※1) 第2回 2026年 7月 1日～ 2日 第3回 2026年10月 1日～14日 (※1) 第4回 2027年 1月13日～14日	年2回 5月と10月に行われますが、地区 毎に受付日が異なります。(※2)
融 資 金 の 限 度 額	所要資金の80%以内 年間限度額20億円 (※3)	所要資金の80%以内 年間限度額10億円 (※4)
融 資 利 率	1.9%以内	1.9%以内
償還期限と償還方法	1年以上15年以内 4月、10月の6ヶ月毎の割賦償還	1年以上5年以内 4月、10月の6ヶ月毎の割賦償還
連 帯 保 証 等	いずれの場合も、借入れ申込者による連帯保証が必要になります。	
資 金 交 付 (予 定)	第1回 2026年 7月 9日 第2回 2026年 8月19日 第3回 2026年12月11日 第4回 2027年 3月11日	第1回 2026年 7月 9日 第2回 2026年12月11日

※1：第1回及び第3回設備資金は、一般運転資金と同時期・同地区受付ですので、※2をご参照下さい。

※2：受付期間(一般運転資金)

地 区 別	第 1 回	第 2 回
北海道・東北・関東・ 北陸信越・中部	2026年 5月 7日～8日	2026年10月 1日～2日
近畿・神戸	12日	6日
中国・四国	広島13日、今治14～15日	広島 7日、今治 8～ 9日
九州・沖縄	19日	13日
受付予備日 (日本財団)	20日	14日

日本財団の担当者が現地を受け付けますので上京の必要はありません。

※3：原則1年度20億円、日本財団が特に必要と認めた場合は1年度40億円とする。

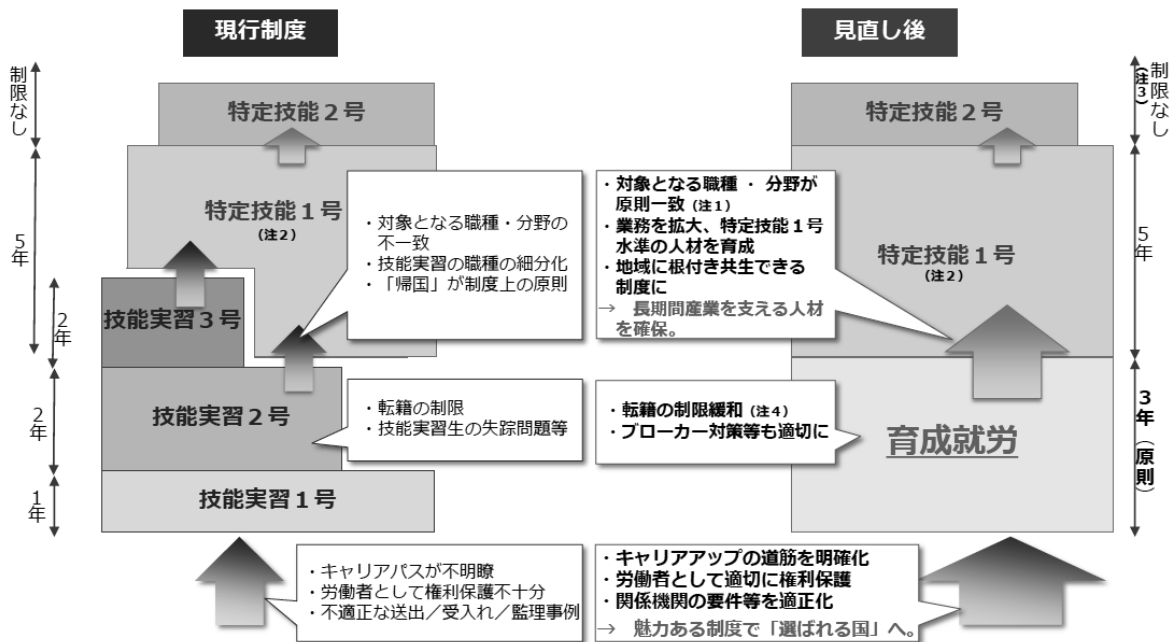
※4：原則1年度10億円、日本財団が特に必要と認めた場合は1年度20億円とする。

造船・船用工業分野における外国人材の受入れ (育成就労・特定技能)

国土交通省海事局
船舶産業課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

基本方針、分野別運用方針及び関係省令について

基本方針、分野別運用方針及び関係省令

1 基本方針

入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの

2 分野別運用方針

入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針ののっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの

3 関係法令

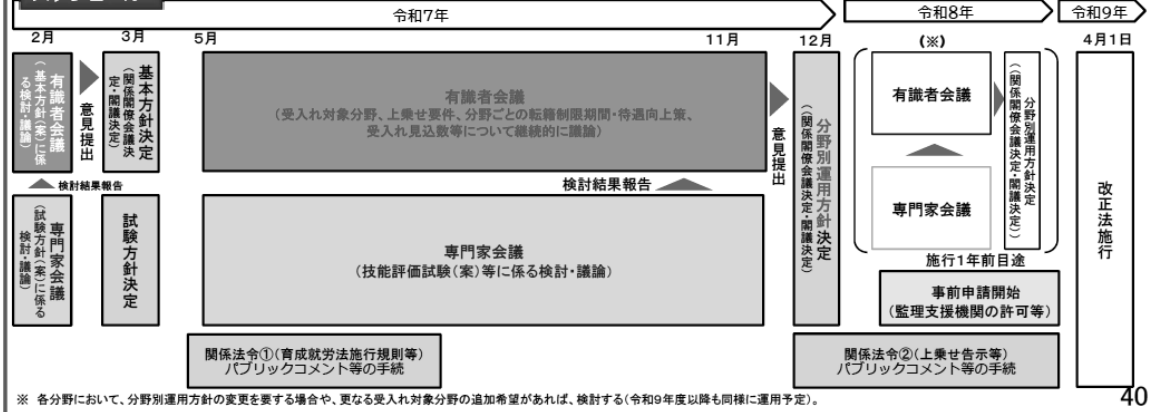
① 育成就労法施行規則等

入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

② 上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

40

(参考)第3回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議(令和7年5月20日)の資料抜粋

2

特定産業・育成就労産業分野

○特定産業分野として19分野が、育成就労産業分野として17分野が指定
(自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。)

➡ 造船・船用工業分野では、育成就労外国人及び特定技能外国人の受入れが可能。

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

■ : 既存分野

■ : 既存分野のうち
新たな業務等を
追加する分野

■ : 新たに追加する分野

3

令和11年3月までの外国人受入見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどとして、精査した。



外国人全体で、特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）
うち、造船・船用工業分野では、特定技能23,400人、育成就労13,500人 計36,900人

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計	
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000					820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700	
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200	
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900	

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

造船・船用工業分野における技能水準・日本語能力水準

○育成就労・特定技能における技能水準及び日本語能力水準

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時（3年経過時）	特定技能2号
				特定技能1号	
技能水準（育成就労から特定技能）	-	技能検定基礎級 溶接育成就労評価試験（初級）	技能検定基礎級 溶接育成就労評価試験（初級）	技能検定3級 溶接育成就労評価試験（専門級）	技能検定1級 特定技能2号評価試験（CBT）
技能水準（試験ルート）	-	-	-	特定技能1号評価試験（CBT）	
日本語能力水準	A1相当以上 又は A1相当の講習受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

【参考】現在の技能実習・特定技能における技能水準及び日本語能力水準

	技能実習の就労開始時	技能実習1号終了時（1年経過時）	-	技能実習2号終了時（3年経過時）	特定技能2号
				特定技能1号	
技能水準（技能実習から特定技能）	-	技能検定基礎級 溶接技能評価試験（初級）	-	技能検定3級 溶接技能評価試験（専門級）	技能検定1級 溶接技能評価試験（上級）
技能水準（試験ルート）	-	-	-	特定技能1号評価試験	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	-	-	-	A2.1相当以上 （技能実習良好は免除）	-

- 育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを旨しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている（基本方針第四2（1）エ）。
- また、1年を超える転籍制限期間を設定した場合には、待遇向上策の設定が求められている。



造船・舶用工業分野において、転籍制限期間の上限を2年に設定し、以下の要件が求められている。

技能水準 : 技能検定基礎級、育成就労評価試験(初級)

日本語能力水準 : A1相当以上

待遇向上策 : 毎年、協議会において設定・公表された昇給率以上の昇給率を導入

また、転籍制限期間については、制度施行から3年の経過後、見直しを検討する

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「-」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年

国からの要請ほか



労務費転嫁指針について

公正取引委員会事務総局 企業取引課

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

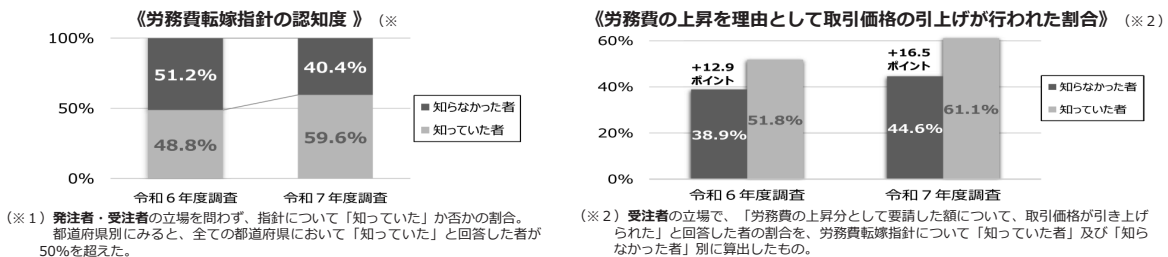
- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果

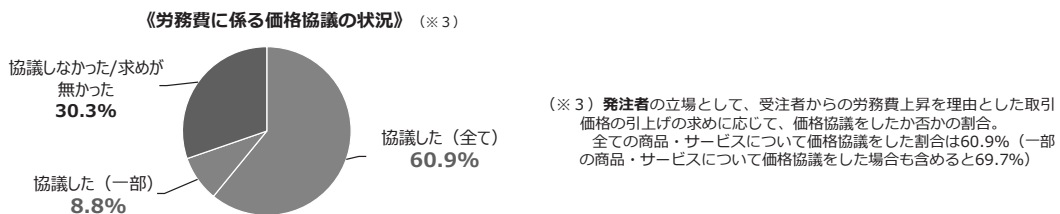


- ✓ 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。
- ✓ 発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、全ての商品・サービスについて価格協議をした割合が60%強となっており、労務費に係る価格協議は進展している。

① 労務費転嫁指針のフォローアップ



② 価格協議の状況



2

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正のきっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - ・ 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - ・ 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

3

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化するべき立場に**いることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

4

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。
また、事業者が匿名で情報を提供できるフォームを作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

5

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中 ○年○月○日
（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（%）
材料・品番				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）


（例1）	改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労務交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
	円	円	%	円

（例2）	現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労務交渉妥結額等の上昇率	金額
	円／人・日	人・日	%	円
小計	円			

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等

小計 円



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会 報道発表 検占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供 広域活動 競争促進法 競争促進法（競争政策研究センター） 手続等窓口

ホーム > 取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 > 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組


「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

持続的な構造の質上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。


労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（本文）
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（PDF） 1787 KB
- 別添（価格交渉の申込み様式（例）） 277 KB
- 説明資料 127 KB
- （令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について


労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画



【価格交渉の新常識】労務費
価格交渉の初常識



https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html





公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

御清聴ありがとうございました。


 <https://www.jftc.go.jp>
公取 取適法 で検索

 @jftc

 JapanFTC

 JFTCchannel

公正取引委員会事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課 指導班
03-3581-3375（直通）



人 事 異 動 (抄)

【国土交通省】(関係分)

発令年月日	氏 名	発 令	前 職
R8/ 4/ 1	神谷 昌文	中部運輸局長	北陸地方整備局副局長
	井上 剛	辞職(3月31日付)(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事)	総合政策局技術政策課長
	丸田 晋一	総合政策局技術政策課長	一般財団法人日本海事協会技術研究所技師
	石田 悟史	物流・自動車局審査・リコール課リコール監理室長	東北運輸局海上安全環境部長
	深石 晃	海事局船舶産業課国際業務室長	独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ・ヒューストン事務所所員
	峰本 健正	海事局付・即日辞職	神戸運輸監理部長
	植村 忠之	海事局付・即日辞職	中国運輸局次長
	高橋 賢次	海事局海洋・環境政策課長	海事局検査測度課検査監督室長
	板倉 輝幸	海事局検査測度課検査監督室長(併)海事局総務課外国船舶監督業務調整室長	海事局総務課外国船舶監督業務調整室長
	生駒 豊	海事局付・即日辞職	九州運輸局海上安全環境部長
	山内 達行	海事局検査測度課危険物輸送対策室長	海事局安全政策課危機管理室長
	小川 幹一郎	海事局安全政策課危機管理室長	海上保安庁装備技術部船舶課上席船舶工務官
	川村 竜児	海事局付・即日辞職	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所総務部長
	池田 隆之	辞職(3月31日付)(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所総務部長)	海事局検査測度課長
	沖本 憲司	海事局検査測度課長	日本小型船舶検査機構業務部長
	伊崎 朋康	海事局付・即日辞職	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構審議役
	竹内 智仁	辞職(3月31日付)(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構審議役)	総合政策局海洋政策課長
	菊池 峰弘	海事局安全政策課安全監理室長	北陸信越運輸局海事部次長
	井上 清登	海事局総務課業務監理室長	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造支援部長
	阿部 真嗣	辞職(3月31日付)(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造支援部長)	総合政策局技術政策課技術開発推進室長
中村 昭敏	北海道運輸局次長	独立行政法人海技教育機構理事	
矢島 修	北海道運輸局海事振興部長	北海道運輸局釧路運輸支局長	
佐伯 健一	北海道運輸局旭川運輸支局長	北海道運輸局自動車交通部次長	

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	坂倉 正人	北海道運輸局室蘭運輸支局次長	北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所長
	菊池 定幸	北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所長	北海道運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官
	辻榮 敏文	北海道運輸局釧路運輸支局長	北海道運輸局帯広運輸支局長
	蒔田 智也	九州運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)	北海道運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)
	松村 和俊	北海道運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)	北海道運輸局室蘭運輸支局首席海事技術専門官(船舶担当)
	神崎 翔平	中国運輸局呉海事事務所首席海事技術専門官(船舶検査官)	北海道運輸局函館運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)
	十川 明弘	北海道運輸局函館運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)	北海道運輸局旭川運輸支局海事技術専門官(外国船舶監督官)(検査官、測度官併任)
	佐々木陽年	北海道運輸局旭川運輸支局首席運輸企画専門官(海事担当)	北海道運輸局交通政策部交通企画課専門官
	加藤 崇	東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官(海事)	東北運輸局青森運輸支局首席運輸企画専門官(登録)
	齋藤 努	東北運輸局秋田運輸支局次長	東北運輸局自動車交通部旅客第一課長
	堀江 克彦	東北運輸局石巻海事事務所長	東北運輸局気仙沼海事事務所長
	熊谷 直人	東北運輸局気仙沼海事事務所長	東北運輸局海事振興部次長
	鈴木 良一	東北運輸局海事振興部次長	東北地方整備局建政部不動産業適正化推進官
	鈴木 喜輝	東北運輸局観光部長	東北運輸局福島運輸支局長
	牛渡 朋幸	東北運輸局福島運輸支局長	東北運輸局総務部次長
	菊池 直志	東北運輸局海上安全環境部首席運航労務監理官	東北運輸局福島運輸支局次長
	菊地 隆	東北運輸局福島運輸支局次長	東北運輸局岩手運輸支局次長
	菊池 憲一	東北運輸局岩手運輸支局次長	東北運輸局海上安全環境部次席外国船舶監督官
	西條 勝	東北運輸局海上安全環境部次席外国船舶監督官	東北運輸局石巻海事事務所次長
	柳松 克政	東北運輸局石巻海事事務所次長	東北運輸局海事振興部船員労政課長
	長内 誠	東北運輸局自動車交通部長	東北運輸局青森運輸支局長
	吉田 瑤子	東北運輸局青森運輸支局長	川越市都市計画部長
	高橋 勇一	東北運輸局山形運輸支局長	東北運輸局自動車技術安全部技術課長
	真田 修一	海事局付	東北運輸局海事振興部長
	居石 彰	東北運輸局海事振興部長	海事局外航課外航海運事業調整官
	石田 悟史	物流・自動車局審査・リコール課リコール監理室長	東北運輸局海上安全環境部長
	大西 泰史	東北運輸局海上安全環境部長	海事局船舶産業課国際業務室長

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	安藤 寿朗	辞職	東北運輸局海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官)
	三橋 文雄	東北運輸局海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官)	東北運輸局海事振興部船舶産業振興官
	薄井 慎二	東北運輸局海事振興部船舶産業振興官	関東運輸局東京運輸支局首席海事技術専門官(船舶)
	鈴木 康子	東北運輸局海上安全環境部首席外国船舶監督官	北陸信越運輸局海事部首席外国船舶監督官
	岩岸 喜男	石川運輸支局長	石川運輸支局次長
	打越 利子	石川運輸支局次長	富山運輸支局次長
	大川 真司	富山運輸支局次長	海事部次席外国船舶監督官
	小松美保子	海事部海事産業課専門官	富山運輸支局長
	木村 幸典	富山運輸支局長	交通政策部次長
	長谷川 僚一	海事部首席運航労務監理官	海事部海事産業課長
	新保 一彦	海事部長	海事部長海事部海事保安・事故対策調整官(併任)
	田中 正人	海事部次長	日本小型船舶検査機構総務部人事課長
	鈴木 康子	東北運輸局海上安全環境部首席外国船舶監督官	海事部首席外国船舶監督官
	酒井亮太郎	海事部首席外国船舶監督官	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構環境安全・技術部担当審議役
	門真 和人	東京運輸支局次長	総合政策局情報政策課サイバーセキュリティ対策室長
	加藤 幸生	千葉運輸支局長	埼玉運輸支局次長
	渋谷 和也	千葉運輸支局次長	海事振興部旅客課長
	織田 陽一	海事局付	東京運輸支局長
	勝家 省司	東京運輸支局長	茨城運輸支局長
	川口 幸広	鹿島海事事務所次長	鹿島海事事務所首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
	小清水 努	東京運輸支局次長	総合政策局総務課企画専門官
	三浦 真一	海事振興部次長	近畿運輸局海事振興部次長
	斉藤 宗義	東京運輸支局首席海事技術専門官(船舶)	海上保安庁第三管区海上保安部船舶技術部技術課長
	大久保まり子	海上安全環境部首席外国船舶監督官	東北運輸局海上安全環境部首席外国船舶監督官
	本多 巧	海事振興部船舶産業課長	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	森吉 直樹	海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官)	東京運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)
	芝崎 紀正	東京運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)	海事局検査測度課次席船舶検査測度官
	迫 洋輔	海事局検査測度課次席船舶検査測度官	海上安全環境部船舶安全環境課長

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	今村 智之	海上安全環境部船舶安全環境課長	日本小型船舶検査機構
	村川 圭介	海事局総務課外国船舶監督業務調整室課長補佐	千葉運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)
	岡 光	千葉運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)	東京運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)
	大嶋 孝友	海事局付	海上安全環境部長
	西川 康士	海上安全環境部長	中部運輸局海上安全環境部長
	神谷 昌文	中部運輸局長	北陸地方整備局副局長
	西川 康士	関東運輸局海上安全環境部長	中部運輸局海上安全環境部長
	山本 巧	中部運輸局海事振興部長	中部運輸局海上安全環境部海事保安・事故対策調整官
	山口 祥功	中部運輸局海上安全環境部長	中部運輸局海上安全環境部首席海事技術専門官
	中村 陽一	中部運輸局海事振興部次長	中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所長
	小武海紀人	中部運輸局海上安全環境部首席海事技術専門官	中部運輸局静岡運輸支局首席海事技術専門官
	小中 太	中部運輸局静岡運輸支局長	中部運輸局三重運輸支局長
	宮城 裕明	中部運輸局静岡運輸支局首席海事技術専門官	中部運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官
	小出 和仁	中部運輸局三重運輸支局長	中部運輸局自動車交通部次長
	伊藤 弘和	中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所長	中部運輸局静岡運輸支局下田海事事務所次長
	川畑 昌平	辞職(3月31日付)	中部運輸局海事振興部船舶産業課長
	白土 徹	中部運輸局海事振興部船舶産業課長	関東運輸局海事振興部船舶産業課長
	内藤 晴嗣	中部運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官	中部運輸局静岡運輸支局首席海事技術専門官
	橋本 敬司	中部運輸局静岡運輸支局下田海事事務所次長	中部運輸局静岡運輸支局下田海事事務所首席運輸企画専門官
	須田 剛正	中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官(運航・船舶)	北海道運輸局函館運輸支局海事技術専門官
	松尾 剛志	和歌山運輸支局長	近畿運輸局交通政策部次長
	村岡 英一	国土交通省海事局付	近畿運輸局海上安全環境部長
	黒澤 茂	近畿運輸局海上安全環境部長	神戸運輸監理部海上安全環境部長
	小磯 康	神戸運輸監理部長	日本小型船舶検査機構理事
	大上 圭	海上安全環境部長	九州運輸局長崎運輸支局長
	藪林 則宏	近畿運輸局海上安全環境部首席外国船舶監督官	海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官、船舶測度官併任)
小田原勝教	海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官、船舶測度官併任)	近畿運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官、船舶測度官併任)	

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	湯峯 充彦	姫路海事事務所首席運輸企画専門官(船舶・船員担当)(海事技術専門官、船舶検査官、船舶測度官併任)	姫路海事事務所海事技術専門官(外国船舶監督官、船舶検査官、船舶測度官併任)
	久安 桂子	近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課長(海事技術専門官、船舶検査官、船舶測度官併任)	海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官、船舶測度官併任)
	富田 陽介	海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官、船舶測度官、併任)	近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官(運航・船員担当)(海事技術専門官、船舶検査官、船舶測度官、外国船舶監督官併任)
	河合 崇	中国運輸局次長	国土交通省海事局海洋・環境政策課長
	井上 浩二	島根運輸支局長	福山自動車検査登録事務所長
	福留 藍子	山口運輸支局首席運輸企画専門官(運航・船舶)	尾道海事事務所首席運輸企画専門官(船員)
	久保 博嗣	鳥取運輸支局首席運輸企画専門官(海事)	島根運輸支局首席運輸企画専門官(登録)
	山口 光明	尾道海事事務所長	呉海事事務所長
	川野 芳枝	呉海事事務所長	海事振興部離島航路活性化調整官
	河内 大和	因島海事事務所次長	交通政策部交通企画課長補佐
	小山 俊明	海事振興部次長	総務部総務課長
	近藤 隆浩	山口運輸支局次長	鳥取運輸支局次長
	青井 隆広	鳥取運輸支局次長	島根運輸支局次長
	柏 木実	島根運輸支局次長	観光部観光地域振興課長
	土井 清志	鳥取運輸支局長	岡山運輸支局長
	秋本 由美	岡山運輸支局長	総務部次長
	今岡 俊之	海事振興部長	広島運輸支局長
	木本 秀樹	山口運輸支局長	軽自動車検査協会広島主管事務所長
	田中 幸久	関東運輸局茨城運輸支局長	自動車交通部貨物課長
	中川 陽介	近畿運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(検査官)	岡山運輸支局次長
	青山 直行	岡山運輸支局次長	四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課長
	重松 誠	因島海事事務所長	因島海事事務所首席海事技術専門官(検査官)
	木川 真一	海上安全環境部首席海事技術専門官(検査官)	関東運輸局海上安全環境部首席海事技術専門官(検査官)
神崎 翔平	呉海事事務所首席海事技術専門官(検査官)	北海道運輸局函館運輸支局首席海事技術専門官(検査官)	
春田 晃志	尾道海事事務所首席海事技術専門官(船舶)	神戸運輸監理部姫路海事事務所首席運輸企画専門官(船舶・船員)	
今岡 宏治	岡山運輸支局首席海事技術専門官(船舶)	尾道海事事務所次席海事技術専門官(検査官)	

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	物見 崇彦	山口運輸支局首席海事技術専門官(検査官)	九州運輸局鹿児島運輸支局首席海事技術専門官(検査官)
	伊藤 康敏	海上安全環境部海事技術専門官(検査官)	海上安全環境部首席海事技術専門官(検査官)
	海田 俊行	海事振興部長	愛媛運輸支局今治海事事務所長
	岡 建典	海上安全環境部長	一般財団法人日本船舶技術研究協会研究開発グループ主任研究員
	多田 智行	海事振興部次長	海事振興部船員労政課長
	今田 崇	徳島運輸支局次長	鉄道部技術・防災課長
	出海 博史	愛媛運輸支局今治海事事務所長	海事振興部離島航路活性化調整官
	横田 尚武	高知運輸支局長	高知運輸支局次長
	遠藤 進	高知運輸支局次長	自動車技術安全部技術課長
	大西 忠聡	海上安全環境部船舶安全環境課長	中国運輸局因島海事事務所長
	上川 広志	愛媛運輸支局宇和島海事事務所次長	愛媛運輸支局宇和島海事事務所首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
	岡井 功	応募認定退職	海上安全環境部長
	寺地 秀則	辞職(3月31日付)	海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官)
	高尾 辰典	辞職(3月31日付)	海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)
	生駒 豊	海事局付・即日退職	海上安全環境部長
	中村 浩美	海事振興部長	福岡運輸支局次長
	羽生 雅一	海事振興部次長	関東運輸局海事振興部次長
	東 繁樹	海上安全環境部長	海事局検査測度課危険物輸送対策室長
	西村 浩	海上安全環境部首席海事技術専門官(船舶検査官)	海上安全環境部首席外国船舶監督官
	嶋田真喜子	福岡運輸支局次長	海上安全環境部海事保安・事故対策調整官
	貴島 高啓	長崎運輸支局長	海事局総務課業務監理室長
	鐘ヶ江伸一	宮崎運輸支局長	観光部次長
	田中 龍浩	宮崎運輸支局次長	厳原自動車検査登録事務所長
	小山 充	鹿児島運輸支局長	下関海事事務所長
	関口 弘二	鹿児島運輸支局次長	鉄道部地方鉄道再構築推進調整官
	中尾 徹	下関海事事務所長	海事振興部離島航路活性化調整官
	大上 圭	神戸運輸監理部海上安全環境部長	長崎運輸支局長
	荻田 智也	海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)	北海道運輸局海上安全環境部次席海事技術専門官(船舶検査官)
	古賀 秀記	長崎運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)	下関海事事務所首席海事技術専門官(船舶検査官)
	中園 浩太	佐世保海事事務所首席海事技術専門官(船舶担当)	中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官(運航・船舶担当)

発令年月日	氏名	発令	前職
R8/ 4/ 1	佐藤 俊介	大分運輸支局首席運輸企画専門官(運航・船舶担当)	宮崎運輸支局首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
	横田 亮	鹿児島運輸支局首席海事技術専門官(船舶担当)	下関海事事務所首席海事技術専門官(船舶担当)
	竹原 隆	鹿児島運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)	大分運輸支局海事技術専門官(船舶検査官)
	國武 剛一	下関海事事務所首席海事技術専門官(船舶担当)	中国運輸局尾道海事事務所首席海事技術専門官(船舶担当)
	松本 勝弘	下関海事事務所首席海事技術専門官(船舶検査官)	長崎運輸支局首席海事技術専門官(船舶検査官)

会 員 の 動 向

前号に掲載以後、会員に次のとおり異動がありました。

1. 新入会

- ・有限会社三重ダイヤ

代表取締役 中村 欽一 TEL 0596-37-4705
〒515-0501 三重県伊勢市有滝2259-4 FAX 0596-37-5161

- ・株式会社井上鉄工所

代表取締役 井上 裕規 TEL 0770-32-0379
〒919-1126 福井県三方郡美浜町日向47-3 FAX 0770-32-2002

- ・株式会社小門造船

代表取締役 松浦 寛 TEL 083-232-3000
〒750-0065 山口県下関市伊勢町2-13-34 FAX 083-231-9070

- ・ジャパンマリンユナイテッド株式会社

修理統括部長 真子 慎一 TEL 045-264-7200
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい FAX 045-264-7277
4丁目4番2号 横浜ブルーアベニュー

- ・株式会社大林組

代表取締役 濱川 健太 TEL 0898-54-4535
〒799-2303 愛媛県今治市菊間浜1394 FAX 0898-54-4535

2. 社名変更等

- ・セイカダイヤエンジン (株) 南東北ユニット岩手営業所

← セイカダイヤエンジン (株) 東日本ユニット岩手営業所

- ・栄山技術株式会社

代表取締役 山下 量子 ← 栄山技研
← 代表者 山下 善弘

3. 指定代表者変更

- ・常呂漁業協同組合

代表理事組合長 吉田 恭 ← 代表理事組合長 川口 和良

- ・有限会社湊製作所

代表取締役 高橋 洋 ← 代表取締役 高橋 哲男

- ・沖崎鐵工所

代表者 沖崎 暢洋 ← 代表者 沖崎 徹司

- ・株式会社アイ・エス・ビー
代表取締役 伊藤 淳 ← 代表取締役 米口 勲
- ・JFEエンジニアリング株式会社
産業機械事業部長 有賀 守 ← 原動機事業部長 古瀬 博之
- ・松本商会株式会社
代表取締役 松本 幸三 ← 代表取締役 松本 廣明
- ・坂本鉄工株式会社
代表取締役 坂本 靖樹 ← 代表取締役 坂本 英樹
〒672-0101 兵庫県姫路市家島町真浦522-23 (電話・FAX変更なし)
- ・株式会社三和ドック
代表取締役社長 寺西 秀太 ← 代表取締役会長 寺西 勇
- ・濱田電機鐵工株式会社
代表取締役 濱田 真実 ← 代表取締役 濱田 音治
- ・ヤンマー船用システム(株)九州営業部
営業部長 川崎 圭二 ← 営業部長 廣田 英次
- ・浜崎鉄工株式会社
代表取締役 濱崎 亮 ← 代表取締役 濱崎 親行
- ・金盛機械工業
代表者 金盛 すみ子 ← 社長 金盛 良栄
- ・WONDER OKINAWA 合同会社
代表社員 久田 友仁 ← 代表社員 久田 友寛
〒903-0112 沖縄県中頭郡西原町字我謝204-2 平良アパート1階
(電話・FAX変更なし)

4. 住所変更等

- ・ヤンマー船用システム(株) 東日本営業部
TEL 03-6733-4260 (住所・FAX変更なし)
- ・株式会社堀江鉄工
〒953-0004 富山県氷見市北大町2-19 (電話・FAX変更なし)
- ・有限会社贄鉄工所
〒516-1309 三重県度会郡南伊勢町東宮86-49 (電話・FAX変更なし)
- ・有限会社新井鉄工所
〒916-0313 福井県丹生郡越前町新保12-19 (電話・FAX変更なし)

- ・ 有限会社アズマ機工
〒781-0113 高知県高知市種崎 5 1 7 - 5 (電話・FAX変更なし)
- ・ 新糸満造船株式会社
〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町 1 丁目 6 番 2 (電話・FAX変更なし)
- ・ 株式会社清水工業
TEL 054-334-8434 (住所・FAX変更なし)
- ・ 有限会社渡邊鐵工所
TEL 056-768-3375 (住所・FAX変更なし)
- ・ 網手鉄工所
FAX 079-280-8344 (住所・電話変更なし)
- ・ 株式会社新笠戸ドック
TEL 0833-52-0111 (住所・FAX変更なし)
- ・ 機創技研工業株式会社
FAX 0836-43-7435 (住所・電話変更なし)
- ・ キャピラー九州株式会社
TEL 092-924-1438 (住所・FAX変更なし)

○お詫びと訂正について

前回発行の会報(122号)中、一部記載に誤りがありました。関係者の皆さまにご迷惑をお掛けいたしました。お詫びして訂正いたします。

<該当箇所>

26頁(会員の動向) 2. 指定代表者変更の2番目

誤)・有限会社西尾鉄工所

代表取締役	河野 洋一	←	代表取締役	河野 隆徳
-------	-------	---	-------	-------

正)・有限会社河野工業

代表取締役	河野 洋一	←	代表取締役	河野 隆徳
-------	-------	---	-------	-------

会 の 動 き（令和7年度）

1. 「船用機関整備士」の資格検定【日本財団助成事業】

船用機関整備技術者に対して講習会及び検定試験を実施することにより、知識と技量を備えた「船用機関整備士」を育成し、船用機関整備技術者の技術レベルの向上を図った。

(1) 委員会等の開催

船用機関整備士資格検定事業の実施計画、講習内容、試験問題、合否判定等を審議するため、「船用機関整備士資格検定委員会」を5回、「講習小委員会」を3回開催した。

4月 8日（火）	第1回船用機関整備士資格検定委員会、第1回講習小委員会
7月 8日（火）	第2回船用機関整備士資格検定委員会、第2回講習小委員会
9月16日（火）	第3回船用機関整備士資格検定委員会
12月 9日（火）	第4回船用機関整備士資格検定委員会
2月10日（火）	第5回船用機関整備士資格検定委員会 第3回講習小委員会

(2) 指導書（テキスト）及び問題集の作成

- ① 新規講習会で使用する1～3級船用機関整備士の指導書及び問題集の令和6年度版を見直して令和7年度版を作成した。
- ② 更新講習会で使用する指導書（各級で共通使用）を作成した。
- ③ 3級の指導書を水産高校、水産系大学及び海員養成学校に送付した。

(3) 資格検定新規講習会の開催

検定試験の受験者を対象に資格検定新規講習会を下表のとおり実施した。

- ① 1級船用機関整備士新規講習会を下記4会場で開催、53名が受講した。

地 区	実施場所（会場）	受講者数	開催日
東 北	仙台市（東北港運会館）	中止	5月14日（水）～5月16日（金）
関 東	横浜市（波止場会館）	9	5月21日（水）～5月23日（金）
近 畿	大阪市（大阪府立労働センター）	20	5月28日（水）～5月30日（金）
四 国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	6	5月21日（水）～5月23日（金）
九 州	福岡市（福岡商工会議所）	18	5月21日（水）～5月23日（金）
	合 計	53	

- ② 2級船用機関整備士新規講習会を下記7会場で開催、93名が受講した。

地 区	実施場所（会場）	受講者数	開催日
北海道	小樽市（小樽港湾センター）	6	10月 2日（木）～10月 3日（金）
東 北	仙台市（東北港運会館）	中止	9月25日（木）～ 9月26日（金）
関 東	横浜市（波止場会館）	20	10月 1日（水）～10月 3日（金）
中 部	名古屋市（名古屋港湾会館）	中止	9月25日（木）～ 9月26日（金）

近畿	大阪市（大阪府立労働センター）	20	10月9日（木）～10月10日（金）
中国	広島市（RCC文化センター）	16	9月25日（木）～9月26日（金）
四国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	5	10月9日（木）～10月10日（金）
九州	福岡市（福岡商工会議所）	22	9月25日（木）～9月26日（金）
沖縄	那覇市（沖縄船員会館）	4	9月11日（木）～9月12日（金）
	合計	93	

③ 3級船用機関整備士新規講習会を下記10会場で開催、194名が受講した。

地区	実施場所（会場）	受講者数	開催日
北海道	小樽市（小樽港湾センター）	8	9月18日（木）～9月19日（金）
東北	仙台市（東北港運會館）	11	10月8日（水）～10月9日（木）
関東	横浜市（波止場會館）	32	9月18日（木）～9月19日（金）
中部	名古屋市（名古屋港湾會館）	5	9月4日（木）～9月5日（金）
近畿	大阪市（大阪府立労働センター）	25	9月11日（木）～9月12日（金）
中国	広島市（RCC文化センター）	25	9月4日（木）～9月5日（金）
四国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	29	9月11日（木）～9月12日（金）
九州	福岡市（リファレンス駅東ビル貸会議室）	39	10月2日（木）～10月3日（金）
	長崎市（長崎バスターミナルホテル）	12	10月9日（木）～10月10日（金）
沖縄	那覇市（沖縄船員会館）	8	10月2日（木）～10月3日（金）
	合計	194	

(4) 検定試験の実施

① 1級船用機関整備士資格検定学科試験を6月20日に下記5会場で実施した。受験者は昨年度の新規講習会受講者を含め58名で、45名が合格した。

地区	実施場所（会場）	受験者数
東北	仙台市（東北港運會館）	3
関東	横浜市（波止場會館）	8
近畿	大阪市（大阪府立労働センター）	14
四国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	9
九州	福岡市（福岡商工会議所）	24
	合計	58

② 1級船用機関整備士資格検定実技・面接試験を、上記学科試験合格者と令和6年度学科試験合格者の内50名に対し下記3会場で実施し、9月16日開催の船用機関整備士資格検定委員会において審議の結果44名が合格した。

実施場所（会場）	受験者数	開催日
相模原市（三菱重工相模原技能訓練センター）	11	8月21日（木）
長浜市（㈱ヤンマービジネスサービス グローバル研修センター）	18	8月21日（木）
福岡市（ヤンマー船用システム㈱九州営業部）	21	8月28日（木）、29日（金）
合計	50	

③ 2級・3級船用機関整備士資格検定試験（学科・実技）を11月21日に下記9会場での実施し、12月9日開催の船用機関整備士資格検定委員会において審議の結果 2級は100名の受験者のうち

71名が、3級は197名の受験者のうち176名が合格した。

地 区	実施場所（会場）	受験者数	
		2級	3級
北海道	小樽市（小樽港湾センター）	4	7
東 北	仙台市（東北港運會館）	1	11
関 東	横浜市（波止場會館）	21	35
中 部	名古屋市（名古屋港湾會館）	1	3
近 畿	大阪市（大阪府立労働センター）	25	27
中 国	広島市（RCC文化センター）	14	24
四 国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	4	33
九 州	福岡市（福岡商工会議所）	25	48
沖 縄	那覇市（沖縄船員會館）	5	9
合 計		100	197

(5) 資格更新講習会

資格証明書の有効期間（4年間）が満了する令和2年度資格取得者及び資格有効期間更新者を対象に資格更新講習会を実施し、「船用機関整備」としての知識及び技量を維持していることの確認を行った。

① 1級機関整備士資格更新講習会を下記10会場で開催、184名が資格を更新した。

地 区	実施場所（会場）	受講者数	開催日
北海道	小樽市（小樽港湾センター）	15	5月16日（金）
東 北	仙台市（東北港運會館）	13	5月29日（木）
北 陸	新潟市（新潟ユニゾンプラザ）	7	5月22日（木）
関 東	横浜市（波止場會館）	15	6月 5日（木）
近 畿	大阪市（大阪府立労働センター）	31	5月23日（金）
中 国	広島市（RCC文化センター）	21	5月15日（木）
四 国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	16	5月30日（金）
九 州	長崎市（長崎バスターミナルホテル）	16	5月15日（木）
	福岡市（福岡商工会議所）	45	6月 6日（金）
沖 縄	那覇市（沖縄船員會館）	5	6月 6日（金）
合 計		184	

② 2級・3級船用機関整備士資格更新講習会（合同講習会）を下記18会場で開催、2級については、160名、3級については139名が更新した。

地 区	実施場所（会場）	受講者数		開催日
		2級	3級	
北海道	稚内市（稚内港湾施設株）	4	1	9月11日（木）
	函館市（函館工業會館）	中止		10月23日（木）
	釧路市（釧路港湾福利厚生會館）	4	6	10月16日（木）
	小樽市（小樽港湾センター）	3	6	10月 1日（水）
東 北	仙台市（東北港運會館）	10	12	11月29日（金）

北 陸	七尾市（共和鉄工㈱）	中止		9月18日（木）
	新潟市（東和造船㈱）	3	6	10月24日（金）
関 東	横浜市（波止場会館）	18	25	9月30日（火）
中 部	静岡市（清水テルサ）	9	3	10月30日（木）
	名古屋市（名古屋港湾会館）	5	5	11月28日（金）
	鳥羽市（鳥羽商工会議所）	3	9	10月 2日（木）
近 畿	大阪市（大阪府立労働センター）	18	17	10月 8日（水）
中 国	広島市（RCC文化センター）	11	5	9月24日（水）
	松江市（松江労働会館）	中止		10月23日（木）
四 国	高松市（高松港湾労働者福祉センター）	9	9	10月 8日（水）
	今治市（今治ヤンマー㈱）	16	10	10月16日（木）
九 州	福岡市（福岡商工会議所）	16	9	9月24日（水）
	長崎市（長崎バスターミナルホテル）	7	4	9月 4日（木）
	上天草市（上天草市商工会大矢野支所）	8	3	10月23日（木）
	大分市（大分県労働福祉会館）	5	5	9月18日（木）
	鹿児島市（サンプラザ天文館）	中止		10月16日（木）
沖 縄	那覇市（沖縄船員会館）	11	4	9月10日（水）
合 計		160	139	

2. 技術講習会の実施【自主事業】

比較的経験の浅い船用機関整備従業員または水産高校の生徒を対象に、マイクロメータ、シリンダゲージ等の計測基礎講習を4箇所で開催した。

開催地	開催日	対象	受講者
那覇市沖縄水産高校	9月25日（木）	水産高校生徒	14
新潟市東亜造船（株）	11月18日（金）	従業員	28
那覇市沖縄船員会館	11月20日（木）	従業員	10
那覇市沖縄水産高校	12月 5日（金）	水産高校生徒	20

3. 小型船舶の機関事故防止推進

小型船舶の機関事故を防止するため各地の漁船保険組合、日本旅客船協会、海上保安庁等の関係機関と連携して漁業者、プレジャーボート等の船主、旅客船の運航者等に対して、機関事故防止の講習会を開催した。

No	主催者（協力機関）	開催地	開催日	参加者	対 象
1	今治地域造船技術センター	今治市 今治市波方公民館	6月 6日（金）	109	造船関連企業新入社員
2	海上保安庁交通部安全対策課	横浜市 横浜海上防災基地	6月11日（水）	25	本庁担当職員 全管区担当職員
3	第四管区海上保安本部	名古屋市 飛鳥マリン	11月28日（金）	16	第四管区海上保安部職員
4	日本小型船舶検査機構	J C I 本部	12月 5日（金）	12 +online	JCI本部職員 32支部検査員（online）
合 計				162 +online	

4. 機関整備業務の活性化推進

(1) 漁船保険関係機関との連携

日本漁船保険組合が実施する事故防止対策事業に協力するとともに、当協会が実施する機関事故防止講習会の開催等の事業の実施に関する協力要請を行った。

(2) 支部・地方船用工業会との連携

① 支部との連携

全国各ブロックにおいて開催された支部総会に本部役員が出席し、会員との情報交換・意見交換を行うとともに、各種事業や会員の入会促進等の活動を通じて支部の活性化を図った。

② 地方船用工業会との連携

4月に全国の地方船用工業会事務局長との会議を開催し、自主事業の見直しや効率的な実施、令和7年度に実施する「小型船舶の機関事故防止推進事業」及び「船用機関整備士資格検定事業」等について説明するとともに支援協力依頼を行い、当協会と地方船用工業会の関係について意見交換を行った。

5. 経営基盤の強化

日本財団の造船関係事業資金貸付制度を利用して、資金の借入を希望する会員に対して、申請手続きの相談を行うとともに、申請する会員に対し団体証明を行った。

6. 広報・宣伝等の推進

会報「整備協会報」119号、120号、121号、122号を発行した。また、協会ホームページの更新を行うとともに、会員向けに毎月のスケジュールその他各種の情報をメールで提供した。

7. 優良機関整備士の表彰

船用機関整備士の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、優良船用機関整備士の会長表彰の令和7年度表彰者の決定を行い、各支部総会等において授与した（受賞者22名）。

8. 褒章・叙勲・大臣表彰等

(1) 会員の方々が国から叙位・叙勲を賜りました。

従六位（令和7年4月7日）
旭日双光章

奥田良雄 長崎マリンサービス(株) 取締役会長（元当協会会長）

正六位（令和7年7月5日）

河村俊一 エムエス工業(株) 相談役（当協会理事）

(2) 令和7年「海の日」大臣表彰・地方運輸局長等表彰

令和7年「海の日」にあたり、海事功労、永年勤続及び統計調査等の功績に対して表彰が行われ、当協会会員の中から次のとおり国土交通大臣表彰5名（海事功労5名）、地方運輸局長等表彰32名（海

事功労5名、永年勤続25名、マリンエキスパート1名、統計調査1団体)の合計37名(内1団体)のみなさまが表彰の栄に浴した。(役職は受賞時)

◎国土交通大臣表彰(海事功労)

石見年明	石見鉄工所	代表
江崎隆夫	(株)鳥羽ヤンマー	代表取締役会長
鶴沢滋治	(有)鶴澤商店	代表取締役
原正彦	(株)坂井商店	代表取締役社長
富里利雄	(有)津島工業	取締役会長(当協会理事)

○運輸局長等表彰受賞者(海事功労)

東北運輸局長

澤井淳	澤淳工業所	代表
-----	-------	----

関東運輸局長

米口勲	(株)アイ・エス・ビー	代表取締役
-----	-------------	-------

中部運輸局長

中村英機	(株)師崎ヤンマー	代表取締役社長
------	-----------	---------

神戸運輸監理部長

上山康文	ヤンマーエンジニアリング(株)	代表取締役
------	-----------------	-------

九州運輸局長

濱崎親行	浜崎鉄工(株)	代表取締役社長
池田真秀	(株)ホーセイ	代表取締役社長

○運輸局長等表彰受賞者(永年勤続)

北海道運輸局長

今井裕隆	稚内港湾施設(株)	工務部造機工場 班長
------	-----------	------------

東北運輸局長

澤友昭	エムエス工業(株)	システム電送部統括リーダー
阿部初雄	宮城ヤンマー(株)	マリン事業本部技術部マリン技術課 主任

神戸運輸監理部長

浜崎浩利	阪神内燃機工業(株)	技術統括本部サービス部サービス課
大柴千明	ヤンマーパワーテクノロジー(株)	特機事業部総務部 総務・施設環境グループマイスター

中国運輸局長

土肥直樹	常石造船(株)	アフターサービス本部営業部部長
奥谷浩之	常石造船(株)	アフターサービス本部部長
滑智子	常石造船(株)	設計本部品質企画部船体計画G課長代理
河村寛司	常石造船(株)	常石工場生産部組立G運搬PTチームリーダー
山根利康	向島ドック(株)	技術部電気・配管課
爲定宏記	向島ドック(株)	技術部機関課仕上班班長

白石英男	向島ドック(株)	技術部船体課鉄工班班長
黒田直樹	向島ドック(株)	技術部機関課仕上班
村上幹和	内海造船(株)	新造船事業本部瀬戸田工場長
佐々木誠也	(株)三和ドック	機関部機関課第一仕上班副作業長
高木義博	(株)三和ドック	管理部管理課保安係班長
山岡大太	常石呉ドック(株)	
桃林達也	常石呉ドック(株)	
三宅信司	ナカシマプロペラ(株)	エンジニアリング本部装置設計部次長
佐藤大輔	ナカシマプロペラ(株)	営業本部業務部管理グループ次長
松本和宏	ナカシマプロペラ(株)	製造本部岡山工場製造部加工グループ 仕上職場専任班長
鎌田慎吾	ナカシマプロペラ(株)	製造本部玉島工場製造部鑄造職場班長
<u>九州運輸局長</u>		
吉武透	島原ドック協業組合	業務部船体課長
梅田稔恵	島原ドック協業組合	業務部機関課検査係員
樋園和宏	山川造船鉄工(株)	業務部長

○運輸局長等表彰受賞者（マリンエキスパート）

神戸運輸監理部長

中塚孝一 阪神内燃機工業(株) 生産統括本部第二製造部機関課課長補佐

○運輸局長等表彰受賞者（統計調査）

関東運輸局長

富永物産(株) 船橋事業所

9. 会議等の開催

【総会等】

①第27回通常理事会

開催日 5月13日(火) 東京：日本財団ビル
 審議事項 ・令和6年度事業報告及び決算報告について
 ・令和7年度事業計画及び収支予算について
 ・会員の入退会について
 ・令和7年度優良船用機関整備士表彰について
 ・第14回定時総会の招集について
 報告事項 ・代表理事、業務執行理事の職務執行状況報告について

②第14回定時総会

開催日 6月18日(水) 東京：アルカディア市ヶ谷
 審議事項 ・令和6年度事業報告及び決算報告について
 ・令和7年度事業計画及び収支予算について
 ・2026年度日本財団助成金の申請権限を理事会に委任することについて
 ・役員を選任について

③正副会長会議

- 開催日 8月8日(金) 東京：八重洲倶楽部
- 審議事項
- ・協会の収支バランスについて
 - ・整備費調査結果の公表について
 - ・整備業と協会の将来について

④第28回通常理事会

- 開催日 10月28日(火) 東京：日本財団ビル
- 審議事項
- ・日本財団に対する2026年度助成金の申請について
 - ・会員の入退会について
 - ・船用機関整備士資格検定事業の手数料等の値上げについて
- 報告事項
- ・代表理事、業務執行理事の職務執行状況報告について

⑤臨時理事会【書面決議】

- 決議日 12月23日(火)
- 審議事項
- ・2026年度日本財団助成年度内募集への応募について
 - ・会員の入会について

⑥正副会長会議

- 開催日 2月2日(月) 東京：八重洲倶楽部
- ・財団助成申請の報告について
 - ・会費徴収の適正化と令和8年度予算について
 - ・整備業界と整備協会の将来について

【委員会等】

①第1回船用機関整備士資格検定委員会・第1回講習小委員会

- 開催日 4月8日(火) 東京：日本財団ビル
- 審議事項
- ・令和7年度2・3級船用機関整備士資格検定の実施について
 - ・令和7年度2・3級船用機関整備士資格有効期間更新の実施について

②地方船用工業会事務局長会議

- 開催時期 4月17日(木) 東京：日本財団ビル
- 審議事項
- ・令和7年度船用機関整備士資格検定事業について
 - ・自主事業について
 - ・船用機関整備業界と整備協会の見通しについて

③第2回船用機関整備士資格検定委員会・第2回講習小委員会

- 開催時期 7月9日(火) 東京：八重洲倶楽部
- 審議事項
- ・令和7年度1級船用機関整備士資格検定試験(学科)の結果について
 - ・令和7年度1級船用機関整備士資格検定試験(実技・面接)の案内について

④第3回船用機関整備士資格検定委員会

- 開催時期 9月16日(火) 東京：八重洲倶楽部
- 審議事項
- ・令和7年度1級船用機関整備士資格検定試験の結果について

- ・令和7年度1級船用機関整備士資格更新の結果について

⑤第60回政策委員会

開催時期 9月18日(木) 東京：八重洲倶楽部

- 審議事項
- ・令和7年度事業の進捗状況について
 - ・令和7年度会員の入退会状況について
 - ・2026年度船用機関整備士資格検定事業計画（日本財団への助成申請）について
 - ・協会の課題について

⑥第4回船用機関整備士資格検定委員会

開催時期 12月9日(火) 東京：八重洲倶楽部

- 審議事項
- ・令和7年度2・3級船用機関整備士資格検定試験の結果について
 - ・令和7年度2・3級船用機関整備士資格更新の結果について

⑦第47回業務委員会

開催時期 2月6日(金) 東京：八重洲倶楽部

- 審議事項
- ・令和7年度事業進捗状況について
 - ・サービスステーションの拡大・制度の利用促進について
 - ・汎用機関整備における品質管理・コンプライアンスの向上について

⑧ 第5回船用機関整備士資格検定委員会・第3回 講習小委員会

開催時期 2月10日(火) 東京：日本財団ビル

- 審議事項
- ・令和8年度船用機関整備士資格検定事業実施計画について
 - ・令和8年度1級船用機関整備士資格検定の実施について
 - ・令和8年度1級船用機関整備士資格有効期間更新の実施について

【支部活動】

北海道	通常総会	6月27日(金)	小樽	小樽港湾センター
東北	通常総会	6月3日(金)	仙台	仙台サンプラザ
北陸	通常総会	6月13日(金)	新潟	ANAクラウンプラザホテル新潟
関東	通常総会	9月24日(水)	東京	八重洲倶楽部
中部	通常総会	6月2日(月)	名古屋	名古屋港湾会館
神戸	通常総会	8月1日(金)	神戸	楠公会館
	検査打合せ	12月11日(木)	神戸	楠公会館
中国	通常総会	7月17日(木)	広島	ホテルグランビア広島
四国	通常総会	6月11日(水)	高松	パールガーデンホテル
九州	通常総会	7月10日(木)	大分	レンブラントホテル大分
沖縄	通常総会	7月4日(金)	那覇	沖縄船員会館

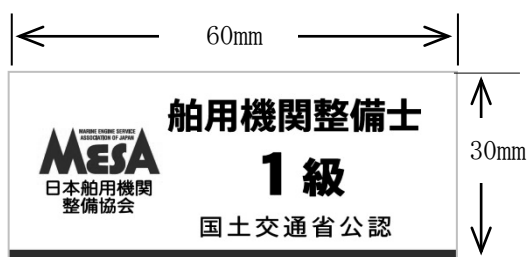
事務局からのお知らせ

○船用機関整備士資格者バッジ・シールの配付（無料）

「国交省公認の資格」船用機関整備士資格者バッジ、ヘルメットシール、名刺シールを希望される会員に無料で配付しています。

・アクリルネームプレート

印刷を施したアクリルの板の上に、透明なアクリルプレートを貼り合わせたもの



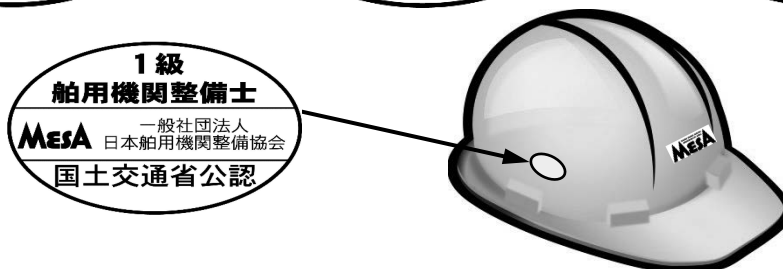
（留め具）

安全ピン・クリップの併用タイプ

（脱着が容易）



・ヘルメットシール（W54mm×H33mm）



・名刺シール（W18mm×H12mm）



名刺見本



希望される会員におかれましては、「申込用FAX用紙」(57頁)を協会事務局までFAX願います。用紙は、協会ホームページの「お知らせ」からもダウンロードできます。

- ・ 船用機関整備士資格「国土交通省公認」のロゴマークの使用は、船用機関整備士の資格認定を受けた方のみに限ります。類似のロゴマークは使用しないで下さい。画像ファイルは、協会ホームページの「お知らせ」からダウンロードできます。名刺などにご活用ください。なお、きれいに表示するため、やや大きめのファイルになっております。

○ホームページ及びeメールアドレスについて

当協会のホームページの会員名簿に会社ホームページへのリンクを希望される会員は、リンク先のURLを事務局までお知らせ下さい。

また、事務局では会員の皆様への情報連絡を容易に行うため、電子メールの活用を進めていますので、事務局までメールアドレスをお知らせ下さい。

当協会のホームページ及びeメールアドレスは下記のとおりです。

URL=<https://www.mesa.or.jp>

e-mail=seibikyo@mesa.or.jp

○「会員之証」

「会員の証」を1枚30,000円(税込み)で頒布しております。



(横420mm×縦300mm)
黒色アクリル台(5mm厚)
ステンレス地(0.5mm厚)
青・黒2色シルク印刷

○「JCI 船用内燃機関特定の保守整備事業者の章」

「JCI 船用内燃機関特定の保守整備事業者の章」を1枚35,000円(税込み)で頒布しております。



(横420mm×縦300mm)

黒色アクリル台 (5mm厚)

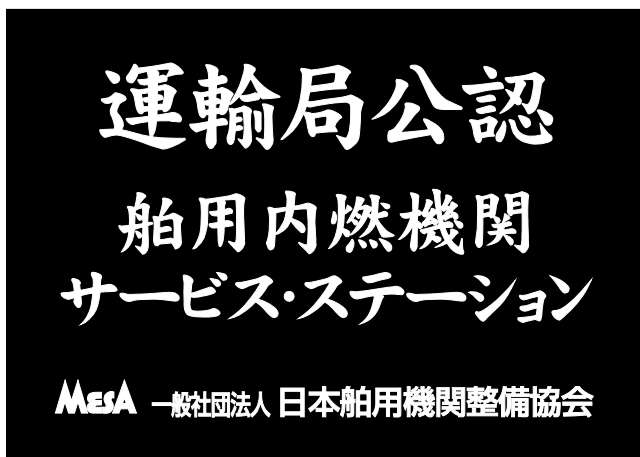
ステンレス地 (0.5mm厚)

シート切文字貼り (ゴールド)

透明メディアにインクジェット出力貼り

○「船用内燃機関サービスステーションの章」

「船用内燃機関サービスステーションの章」を1枚25,000円(税込み)で頒布しております。



(横420mm×縦297mm)

透明アクリル5t シート切文字裏貼

塗装

黒アクリル2t + 5t 加工貼り合わせ

○船用機関整備士の検印

船用機関整備士の資格者に対し、ご希望により検印(ゴム印)を頒布しております。

船用機関整備士が「定期メンテナンス記録」等で整備記録を作成した場合や、NOx 規制の「パラメータ記録簿」へ署名する場合の押印等、多方面に使用することが出来ます。是非ご活用下さい。

寸法：直径24mm

記載事項：協会名、整備士等級、氏名(苗字)

資格証明書番号(除：下1桁更新年度)、年月日

頒布価格：1個 9,000円(税込み)

支払方法：検印に請求書を同封します。(銀行振込)

申込みから出来上がりまで約1ヶ月かかります。



印影例

○船用機関整備士資格検定指導書・問題集

船用機関整備士の新規講習会で用いるため、各分野の専門家の方々に執筆していただき作成したものです。船用機関整備会社だけでなく、機関製造会社の従業員、船舶の機関部乗組員、海員養成機関の学生等にも、船用機関の構造、整備方法、船用機関に対する検査等についての詳しくわかりやすい参考書としてご利用いただいています。

1 級船用機関整備士指導書(令和 8 年度版)	18,000円(非会員 24,000円)
2 級船用機関整備士指導書(令和 7 年度版)	12,000円(非会員 18,000円)
3 級船用機関整備士指導書(令和 7 年度版)	12,000円(非会員 18,000円)
3 S 級船用機関整備士指導書(平成16・17年度版)	6,000円(非会員 12,000円)
船用機関整備士更新講習会指導書(令和 7 年度版)	3,000円(非会員 4,000円)
船用機関整備士問題集	
1・2・3 級(令和 7 年度版)	各 1,800円(非会員 2,400円)

※1 級は令和 8 年度版

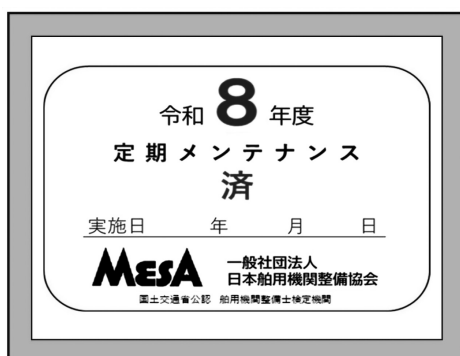
金額は全て税込み。別途送料がかかります。

○メンテナンス事業用記録用紙等

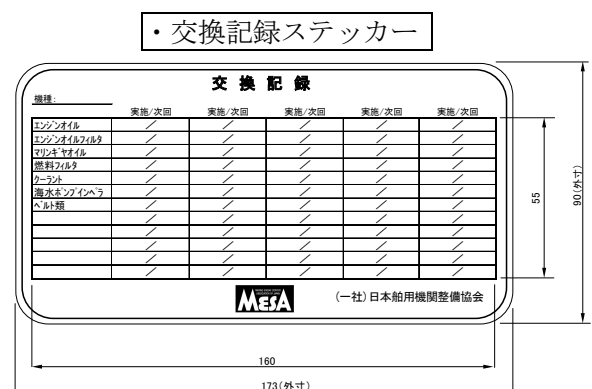
小型漁船等エンジンの定期メンテナンス事業に使用する申込用紙、記録用紙、定期メンテナンスシール、交換記録ステッカー及びお客様に保守点検記録を保管するために渡すファイル+クリアケースを無料で配布します。ご希望の方はFAX申込用紙をお送り下さい。

仕様は以下のとおり。

- ・定期メンテナンス申込用紙 A 4 版 1 部
- ・定期メンテナンス記録用紙(船内機用・船外機用) A 4 版 1 冊20セット
- 1 セット：4 枚複写
- ・ファイル+クリアケース(ファスナー付) A 5 特殊サイズ



定期メンテナンス シール



・ベースカラーはシルバー
・枠及び文字はブラック

交換記録ステッカー (縦90mm、横173mm)

○請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険について

当協会の会員の皆様だけを対象とした保険制度で、船用機関（動力伝達装置、軸系、始動装置、補機及び管装置並びにこれらの制御装置を含む。）の整備、点検およびその付随業務を補償の対象としています。ただし、専業・兼業を問わず、造船事業者の皆様は加入できません。

補償の内容は次のとおりです。

- ・ 万一の整備ミスによるエンジン損壊や、人の身体障害を起こした場合の賠償を総合的に補償されます。
- ・ 請負業者賠償責任保険については日本国内で生じた事故に限り補償されます。

万一の事故時には、全国の東京海上日動火災保険（株）の損害サービス窓口が担当いたします。

詳しい内容については当協会ホームページの「お知らせ」に掲載のパンフレットをご覧ください。または事務局までご連絡下さい。

船用機関整備協会の物品活用

船用機関整備業、船用機関整備士のことを、もっと多くの人たちに知ってもらいましょう

船用機関整備協会は「船用機関整備業」、「船用機関整備士」という資格を世の中にもっと知ってもらいたいと考えています

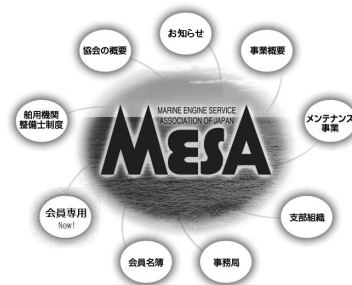
このため、会員&船用機関整備士の皆様に活用していただける物品を配布しています

船用機関整備士は国土交通省公認の資格です

多くの物品は無料で配布していますので、申込み用紙で申し込んでいただければお送りします

こういう活動を通じて、船用機関の整備という仕事の大切さと魅力を理解してもらいましょう

このようなPR活動についてご意見などありましたら船用機関整備協会に連絡して下さい



国土交通省 日本小型船舶検査機構 Japan Craft Inspection Organization Supported by THE NIPPON FOUNDATION



seibikyo@mesa.or.jp

船用機関整備協会の物品を活用

ヘルメットシール

ドンドン貼って下さい
ヘルメットを新しくしたら新しいシールを頼んで下さい

「何ですか、コレっ？」て聞かれたら
船用機関整備士の説明をして下さい



点検済シール

令和 8 年度
定期メンテナンス
済

実施日 年 月 日

MESA 一般社団法人
日本船用機関整備協会
国土交通省公認 船用機関整備士指定機関

名刺シール

シールを貼っても、
整備協会のHPから画像をダウンロードして
印刷してもOK

「何ですか、コレっ？」て聞かれたら
船用機関整備士の説明をして下さい



消耗品等の交換記録ステッカー

機種:	交換記録				
	実施/次回	実施/次回	実施/次回	実施/次回	実施/次回
エンジン油	/	/	/	/	/
エンジンオイルホウ	/	/	/	/	/
ワシギオイル	/	/	/	/	/
燃料ホウ	/	/	/	/	/
クーラント	/	/	/	/	/
高圧ポンプインペラ	/	/	/	/	/
その他類	/	/	/	/	/



(一社)日本船用機関整備協会

173mm×90mm

申込用 F A X 用紙

年 月 日

一般社団法人 日本舶用機関整備協会 御中

(FAX : 03-3256-0140 / 電話 : 03-3256-0141)

会社名 : _____ ご連絡者名 : _____

〒

送付先住所 : _____ 電話番号 : _____

下記の物品を申し込みします。

(会員配付)

- 資格者バッジ 1級 : _____ 個、 2級 : _____ 個、 3級 : _____ 個
- ヘルメットシール(1シート2枚) 1級 : _____ シート、 2級 : _____ シート、 3級 : _____ シート
- 名刺シール(1シート36枚) 1級 : _____ シート、 2級 : _____ シート、 3級 : _____ シート
- 「エンジンのメンテナンス記録用紙等」

定期メンテナンス申込書用紙 _____ 部

定期メンテナンス記録用紙 船内機 : _____ 冊 船外機 : _____ 冊

点検済シール(令和8年度版) _____ 枚

消耗部品等の交換記録ステッカー _____ 枚

ファイル(クリアケース付) _____ 組

(会員頒布価格)※金額は全て税込み。

- 「会員之証」 _____ 個 × 30,000円 = _____ 円
- 「舶用内燃機関サービス・ステーションの章」 _____ 個 × 25,000円 = _____ 円
- 「JCI 舶用内燃機関特定の保守整備事業者の章」 _____ 個 × 35,000円 = _____ 円
- 「舶用機関整備士検印」 _____ 個 × 9,000円 = _____ 円

氏名	級	資格証明書番号

○ 「舶用機関整備士資格検定指導書・問題集」(要送料)

1級舶用機関整備士指導書(令和8年度版) _____ 冊 × 18,000円 = _____ 円

2級舶用機関整備士指導書(令和7年度版) _____ 冊 × 12,000円 = _____ 円

3級舶用機関整備士指導書(令和7年度版) _____ 冊 × 12,000円 = _____ 円

3S級舶用機関整備士指導書(平成16・17年度) _____ 冊 × 6,000円 = _____ 円

舶用機関整備士更新講習会指導書(令和8年度版) _____ 冊 × 3,000円 = _____ 円

舶用機関整備士問題集

1級(令和8年度版) _____ 冊 × 1,800円 = _____ 円

2級(令和7年度版) _____ 冊 × 1,800円 = _____ 円

3級(令和7年度版) _____ 冊 × 1,800円 = _____ 円

(令和8年4月1日現在)

(切り取り)

編集後記

この頃、季候の良い春が短くなったように感じます。

気象庁が3月に発表した予報によりますと、5月、6月の気温は全国的に平年より高いとのこと。会員企業の皆さまにおかれましても、健康保持のため、警戒アラート発表時の対応や強化キャンペーンへのご理解・ご協力など、熱中症対策の強化に努めてください。

一方で、米国海洋大気局NOAAは強力なスーパーエルニーニョの発生予測を発表しました。日本の気象庁によると、エルニーニョでは、夏（6～8月）は、冷夏や長梅雨、日照不足になりやすい傾向があるそうです。

○ 協会ホームページに会員様専用のページを開設して2ヶ月、ご覧いただけているでしょうか。中小企業庁、公正取引委員会が提供する元請け会社との価格交渉に有用な情報、労働安全衛生に関する情報、整備士講習会/検定試験の日程など掲載しています。

検定試験の結果についても会員専用ページでも確認いただけるようにする予定です。
どうぞご活用ください。

ホームページトップ画面の **会員専用new** をクリックし、

ユーザー名： **kaiin**

パスワード： **MESA8new**

を入力してください。



○ 協会からは、会報以外にも、電子メールで、随時国からのお知らせや会員の皆様に向けた有用な情報の提供を行っております。

今後も電子メールやホームページを通じたご案内を拡大してゆく計画です。

協会に電子メールアドレスを届け出していない会員様は、協会にメールアドレスをお知らせ下さい。

協会の代表メールアドレスは **seibikyo@mesa.or.jp** です

○ 総務部長として6年間協会の事務をとりまとめていた河村 浩二さんが、3月末をもって協会を退職されました。コロナ禍や協会運営の難局を乗り切れたのは河村さんのお陰です。たいへんお世話になりました。

後任には、立原 実さんが着任しております。会員の皆様へ連絡することとなります。どうぞよろしく申し上げます。

一般社団法人 日本船用機関整備協会

専務理事（事務局長兼務） 田中 独歩

総務部長 立原 実

技術部長 須藤 仁

業務部長 舘岡 邦彦